第二十二条の三十九の見出しを「（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）」に改め、同条第四項中「第三十九条の六十第九項」を「第三十九条の六十八項及び第九項」に改める。

第二十二条の三十九の二第八項中「第三十九条の六十一第九項」を「第三十九条の六十一第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　施行令第三十九条の六十一第八項の届出は、同項の現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、同項の現物分配により同項に規定する支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一　届出をする連結親法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二　届出をする当該現物分配に係る被現物分配法人の名称及び納税地（当該被現物分配法人が連結子法人である場合には、当該被現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　当該現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地（当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四　当該現物分配の年月日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日）

五　その他参考となるべき事項

第二十二条の三十九の二第六項中「第三項又は第四項の処分（第二十条の十八の二第三項又は第四項」を「第四項又は第五項の処分（第二十条の十八の二第四項又は第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第六項及び第七項第五号」を「第七項及び第八項第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「分割法人等をいう。以下この項及び第七項」を「分割法人等をいう。以下この項及び第八項」に、「（以下この項及び第八項」を「（以下この項及び第七項」に改め、同項第三号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第五号中「第六項及び第七項第五号」を「第七項及び第八項第五号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第三十九条の六十一第一項第五号イからハまでに規定する財務省令で定める割合は、二分の一とする。

第二十二条の四十一の見出しを「（高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項中「第六十八条の三十四第三項第一号」を「第六十八条の三十四第一項第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第三十九条の六十三第五項」を「第三十九条の六十三第二項」に、「賃貸住宅につき法第六十八条の三十四第三項」を「賃貸住宅につき法第六十八条の三十四第一項」に改め、同項第一号中「第六十八条の三十四第三項」を「第六十八条の三十四第一項」に、「第四十七条第三項」を「第四十七条第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の三十四第三項」を「第六十八条の三十四第一項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十二条の四十四第三号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第四号中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に改める。

第二十二条の四十五の見出しを「（海外投資等損失準備金）」に改め、同条第六項第三号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に改める。

第二十二条の四十六第三号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第四号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改める。

第二十二条の四十七第一項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第九項第三号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十項第三号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改める。

第二十二条の四十七第一項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第九項第三号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十項第三号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改める。

第二十二条の四十九第三号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第四号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改める。

第二十二条の五十六第二項第三号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第四号中「分社型分割、現物出資又は事後設立」を「分割又は現物出資」に改める。

第二十二条の五十七第三号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第四号中「分社型分割、現物出資又は事後設立」を「分割又は現物出資」に改める。

第二十二条の五十八第五項第三号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改める。

第二十二条の六十第六項第三号中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改める。

第二十二条の六十一の二第一項中「施行令第三十九条の九十一第一項」を「法第六十八条の六十四第一項」に改め、「法第六十八条の六十四第一項に規定する特定農業法人についての」を削り、同条第二項中「第三十九条の九十一第二項」を「第三十九条の九十一第一項」に改める。

第二十二条の六十二第一項及び第二十二条の六十三中「第二条第三十九号」を「第二条第三十八号」に改める。

第二十二条の六十四第四項第三号中「第六十八条の七十第七項」の下に「又は第六十八条の七十一第九項」を加え、「若しくは被事後設立法人又は法第六十八条の七十一第九項に規定する分割承継法人等」を「又は被現物分配法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第八項第三号中「分割承継法人等（」を「分割承継法人又は被現物出資法人（」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同項第九項第三号中「同項第三号に規定する適格分社型分割承継法人等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同項第四号中「適格分社型分割型分割又は同項第三号に規定する適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同項第五号中「同項第三号に定める特別勘定の金額若しくは」を削り、同項第六号中「又は第三号」を削り、同条第十項第三号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十二条の六十四第四項から第七項までの規定中「第三十九条の百六第四十七項」を「第三十九条の百六第四十六項」に改め、同条第八項第三号中「分割承継法人等の」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）の」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十項第三号中「分割承継法人等（」を「分割承継法人又は被現物出資法人（」に改め、同項第十一項第三号中「同項第三号に規定する分割承継法人等」を「被現物出資法人」に改め、同項第四号中「適格分割型分割又は同項第三号に定める特別勘定の金額若しくは」を「若しくは被事後設立法人又は法第六十八条の七十一第九項に規定する分割承継法人等」に改め、同条第十三項中「第三十九条の百六第四十四項」を「第三十九条の百六第四十三項」に、「同条第四十五項」を「同条第四十四項」に改め、同項第一号中「及び第三号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「第六十八条の七十九第五項第三号又は第六十五条の八第四項第三号の適格分社型分割等」を「第六十八条の七十九第五項第二号又は第六十五条の八第四項第二号の適格分割又は適格現物出資」に、「当該適格分割又は適格現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第六十八条の七十九第五項第三号又は第六十五条の八第四項第三号の適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同号を同項第三号とし、同条第十四項中「第三十九条の百六第四十五項」を「第三十九条の百六第四十四項」に、「前項第一号から第三号まで」を「前項第一号及び第二号」に改める。

第二十二条の七十第二項第三号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。